# 完粟市 部活動地域展開推進方針

令和7 (2025) 年 10 月 宍粟市・宍粟市教育委員会

## 目 次

は	じ	めに	1
I	音	『活動改革の背景	
	1	国の動向	2
	2	宍粟市の状況	3
	3	部活動改革の必要性	5
Π	拊	<b>進進方針の基本的な考え方</b>	
	1	策定趣旨	6
	2	めざす姿と達成年度目標	6
Ш		学校部活動の地域展開に向けた市・学校の役割	
	1	市の役割	7
	2	学校の役割	7
IV	当	<ul><li></li></ul>	
	1	市の体制整備の取組	7
	2	地域クラブ活動団体の整備の取組	7
	3	地域クラブ活動の指導者の確保	8
	4	活動場所・施設・交通手段の確保	9
	5	受益者(保護者)負担と公的支援	9
	6	保険の加入	9
V	当	<b>-</b> - - - - - - - - - - - - - - - - - -	10

#### はじめに

生徒が自主的・自発的に参加し、教職員である部活動顧問の献身的な働きと保護者や地域住民の支援のもと、学校教育の一環として実施されてきた中学校の部活動は、生徒の体力や知識・技能の向上はもとより、主体性や社会性、豊かな人間性など心身の健全な育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年の少子化の進展による生徒数の減少や部活動指導を担う教職員の負担が過重になっていることから、従来どおりの学校部活動を維持・運営することが全国的に困難な状況になっています。

本市の中学校においても、生徒数の急速な減少のため、部員募集停止(休部・廃部)や複数校による合同チームの検討を行うなど、深刻な状況を迎えています。

このような状況を踏まえて、令和6年度には「宍粟市中学校の運動・文化部活動の在り方に関する協議会」を開催し、本市における部活動の地域展開に向けた学校部活動の課題を整理しました。今年度は「宍粟市部活動地域展開推進委員会」を開催し、今後の学校部活動の在り方について協議を重ねてきました。

そして、この度、本市における部活動の地域展開を確実に推進するため、文部科学省・スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)、兵庫県教育委員会「兵庫県部活動地域移行推進計画」(令和6年12月)等を参酌し、令和10年(2028年)10月をもって、宍粟市公立中学校の全ての部活動を地域展開する方針を宍粟市部活動地域展開推進委員会において確認し、ここに「宍粟市部活動地域展開推進方針」を策定しました。

今後、この方針に基づき、本市のすべての子どもたちが「将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保」される、子どもたちの希望やニーズに応じた多様で豊かな「地域クラブ活動」の実現につながる「宍粟市における部活動の地域展開」を推進していきます。

また、従来の学校部活動の教育的意義や役割については、地域展開後の「地域クラブ活動」に継承するとともに、「地域クラブ活動」での異世代との交流をはじめとする「豊かで多様な体験」等、新しい価値が創出されるよう、学校関係者や社会教育関係者、スポーツ団体、文化芸術団体などとの連携を図りながら、本市の実情に応じた「地域クラブ活動」の創設や持続可能な活動環境の整備に努めていきます。

さらに、この部活動地域展開の推進が、教職員の超過勤務等の業務改善をはじめとする働き方 改革につながるとともに、市民の皆様のご理解とご支援により、宍粟市の生涯スポーツ・生涯学 習等が一層充実し、活力と魅力あるまちづくりにつながるものと期待しています。

令和7年(2025年)10月

#### I 部活動改革の背景

#### 1 国の動向

学校部活動は、スポーツ・文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者(部活動顧問)の指導のもと、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術振興を大きく支えてきました。

しかし、今日、少子化の進行による学校単位での部活動の存続に関する困難さが急速に深化していることに加え、教職員の過剰労働を解消する必要性が浮彫りとなっていることを背景にして学校部活動は持続可能性の危機に直面しており、国を挙げて改革の方向性を試行錯誤している状況にあります。

このような状況を踏まえて、文部科学省は、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行(展開)に向けた取組方針や対応に関する考え方を示してきました。

	「対心に関する与え力を小してきました。	
時期	項目	内 容 等
平成 25 (2013) 年 5月 平成 29 (2017) 年 4月	運動部活動での指導のガイドライン (文部科学省) 部活動指導員の制度化 (文部科学省・スポーツ庁・文化庁)	<ul><li>・大阪市立学校における体罰事案問題</li><li>・望まれる効果的な指導法</li><li>・学校教育法施行規則の一部改正</li><li>・部活動指導員に関する規則等</li></ul>
平成 30 (2018) 年 3月	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定(文部科学省・スポーツ庁・文化庁)	の整備 ・適正な運営のための体制整備 ・合理的、効率的、効果的な活動 ・適切な休養日等の設定 ・生徒のためのスポーツ環境の 整備
令和 2 (2020)年 9月	学校の働き方改革をふまえた部活動 改革(文部科学省・スポーツ庁・文化 庁)	<ul><li>・休日部活動の段階的地域移行</li><li>・学校・地域が協働・融合した部活動</li><li>・学校の働き方改革も考慮</li></ul>
令和4 (2022) 年 6月/8月	部活動の地域移行に関する検討会議 提言(文部科学省・スポーツ庁・文化 庁)	・部活動の意義・課題・めざす姿 ・子どもたちの多様な体験機会 の確保

令和 4 (2022)年 12 月	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文部科学省・スポーツ庁・文化庁)	<ul><li>・学校部活動と新たな地域クラブ活動の在り方</li><li>・学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</li><li>・大会等の在り方の見直し</li></ul>
令和 5 (2023)年 度~ 令和 7 (2025)年 度	中学校部活動の休日地域移行に関する「改革推進期間」を上記ガイドライン上に位置づけ(文部科学省・スポーツ庁・文化庁)	・休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5 (2023)年度から令和7 (2025)年度までの3年間を改革推進期間として位置づけ・各都道府県及び市区町村における推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の促進
令和7年 (2025年) 5月	「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」(地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議)	・令和8~10年度を前期改革実行期間、令和11~13年度を後期改革実行期間と位置づける

#### 2 宍粟市の状況

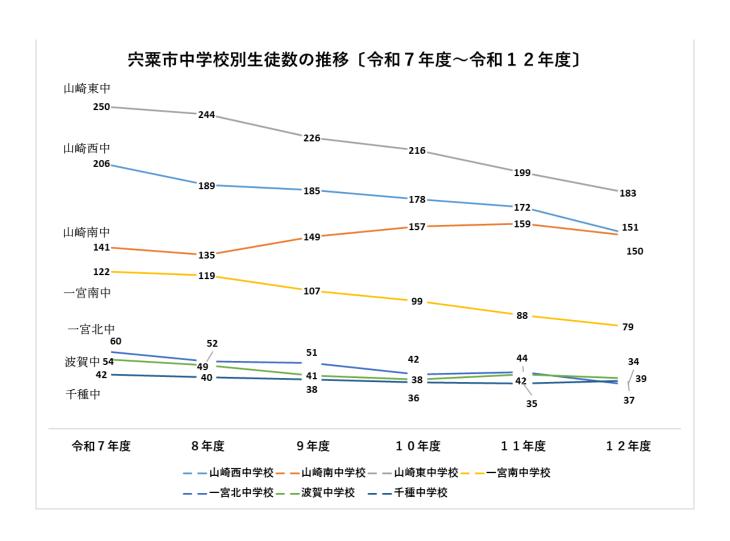
本市における少子化による生徒数の減少は、今後さらに進んでいきます。(資料①・資料② 参照)

このような状況の中、市内の中学校においては、部活動の種目を減らしたり他校との合同 チームによる大会参加等を余儀なくされているケースもあり、本市における部活動改革は、 大きな課題となっています。

今後、これまで学校が担ってきた部活動の役割を、地域のスポーツ・文化資源等を最大限に活用して、子どもたちのニーズに応じた多様で豊かな宍粟市ならではの「地域クラブ活動」を展開することで、「将来にわたり、宍粟市のすべての子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会」を確保しなければなりません。

(資料①) 宍粟市中学校別生徒数の推移〔令和7年度~令和12年度〕

							R7を「100」とした
	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	時のR12の割合(%)
山崎西中学校	206	189	185	178	172	151	73.3%
山崎南中学校	141	135	149	157	159	150	106.4%
山崎東中学校	250	244	226	216	199	183	73.2%
一宮南中学校	122	119	107	99	88	79	64.8%
一宮北中学校	60	52	51	42	44	34	56.7%
波賀中学校	54	49	41	38	42	39	72.2%
千種中学校	42	40	38	36	35	37	88.1%
中学校生徒合計	875	828	797	766	739	673	76.9%
						令和7年6月	時点



#### (資料②)

#### 宍粟市学校別部活動の実施状況及び部員数表(令和7年度6月時点)

部活動名	山崎西	山崎南	山崎東	一宮南	一宮北	波賀	千種	合計	備考
野球	23	9☆	23	9☆	90	140		87	☆Oは合同チーム
ソフトボール	13	14	15	10♦	5♦			57	◇は合同チーム
男子バレー	17	14□	31	19		6□		87	□は合同チーム
女子バレー	18	14	23	13	12	9	13	102	
男子卓球	21	18	32	19	9	4	15	118	
女子卓球	17	15	19	15		7	8	81	
サッカー(男)	22		20					42	
剣道(男)	6	8						14	
剣道(女)	3	3						6	
剣連中学部	0	5	0	0	0	0	0	5	実証事業
陸上(男)		8	12					20	
陸上(女)		3	2					5	
バスケ (女)			19					19	
柔道(男)				6				6	
柔道(女)				0				0	
水泳(スポ)	1(女)		1(男)					2	
吹奏楽	28	23	28	12	12	8		111	実証事業
文化部	23		9					32	
入部生徒数	192	134	234	103	47	48	36	794	
学校生徒数	206	141	250	122	60	54	42	875	
部活加入率	93.2%	95.0%	93.6%	84.4%	78.3%	88.9%	85.7%	90.7%	

#### 3 部活動改革の必要性

#### 【これまでの学校部活動の役割】

- 生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を学校が保証
- 生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感等の育成
- 生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築

#### 【これからの部活動の課題】

- 少子化の進行による学校の小規模化が進み、従来同様の学校単位による運営が困難
- 専門性や意思の有無にかかわらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続は、 学校の働き方改革を進めるうえで困難
- 地域指導者や保護者にも働き方改革が求められる時代背景への対応

今後、学校部活動が担ってきた生徒の多様な体験機会を確保するため、地域における持続 可能で多様な宍粟市ならではのスポーツ・文化芸術環境の整備が必要となっています。

そのために、部活動の地域展開推進方針を定め、その改革の手順や方法を示しながら、本市における部活動の地域展開推進に係る課題を整理しつつ、子どもたちや保護者・地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係機関等と丁寧な合意形成を図りながら、段階的・計画的に部活動改革を進めていかなければなりません。

#### Ⅱ 推進方針の基本的な考え方

#### 1 策定の趣旨

本推進方針は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和4年(2022)12月)や文部科学省・スポーツ庁・文化庁による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(令和2年(2020)9月)を参考に、スポーツや文化芸術活動を通した生徒の健全育成という観点から、市内公立中学校を対象とする学校部活動の地域クラブ活動への展開を進めるための方針として位置付けるものです。

2 めざす姿と達成年度目標

### 宍粟市部活動地域展開



#### 【めざす姿】

宍粟市の子どもたちがスポーツや文化芸術活動に 生涯にわたって親しむことのできる環境づくり

#### 【 達成年度目標 】

令和7 (2025) 年度中に、本市においては多岐にわたる課題を整理しながら円滑で段階的な地域展開の検討を進めることとし、令和8 (2026) 年度からは、以下のとおり実施することを目標とします。

- 地域・学校の実情に応じた「部活動の地域展開」により、中学生の持続 可能な活動機会の確保をめざします。
- 「部活動の地域展開」の達成目標を令和 10 (2028) 年 10 月として取 組を進めます。
- 環境が整った地域クラブ活動(受け入れ団体)から、その活動を開始します。

※P10「V 学校部活動の地域展開スケジュール」参照

#### Ⅲ 学校部活動の地域展開に向けた市・学校の役割

地域における新たなスポーツ・芸術文化環境の整備充実に当たっては、市関係部署及び学校、地域スポーツ・文化芸術団体等が連携しながら各々の役割を果たしていくことが必要です。

#### 1 市の役割

新たな地域のスポーツ・文化芸術環境を構築するためには、関係者間の共通理解により、 学校や地域の実情に応じた取組を進めていかなければなりません。

そのため、部活動の地域展開に向け、スポーツ・文化芸術の振興を担う地域団体関係者や関係機関からなる推進委員会を設置し、部活動の改革実行をめざして協議・検討しながら着実に取組を進めていきます。なお、令和8 (2026) 年度からの改革実行期間に向けて、特に、児童・生徒や保護者、学校関係者、地域展開型の地域クラブ関係者への「宍粟市部活動推進方針」の丁寧な説明と広報活動等を十分行っていきます。

#### 2 学校の役割

本市の中学校の中には、合同チームによる活動を実施したり、種目(団体種目)を削減したりしながら、部活動を維持している学校が複数校あります。

今後、各中学校においては、「校内部活動検討委員会(仮称)」を設置し、部活動地域展開 実行期間に創設された地域クラブ活動との連携等について検討していく必要があります。

地域クラブ活動との連携においては、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させていく視点や、学校と地域クラブ活動の間で生徒の活動状況に関する情報共有等に積極的に取り組む視点を大切にしていきます。

#### IV 学校部活動の地域展開に向けた主な課題と解決に向けた取組

#### 1 市の体制整備の取組

市は、関係部署(学校教育課・社会教育文化財課・教育総務課・施設設備課・まちづくり 推進課等)による「部活動地域展開対策会議」を開催し、地域展開推進上の情報や課題を共 有するとともに、企画・制度設計部会(学校教育課)・施設環境整備部会(施設整備課)・地域 スポーツ活動部会(まちづくり推進課)・文化芸術・交流部会(社会教育文化財課)の4つの 部会体制で課題の解決を図っていきます。

また、市は、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる宍栗市部活動地域展開推進委員会において、部活動の地域展開の状況について報告したり、関係する情報の共有を進めたりしながら、本市の抱える部活動地域展開推進上の課題解決に向けての協議を行います。

#### 2 地域クラブ活動団体の整備の取組

部活動の地域展開を進めるにあたっては、受け入れを行う地域クラブ活動団体の創設を進めなければなりません。地域クラブ活動団体には、現在の市内中学校が有する部活動種目をはじめ、児童生徒のニーズを踏まえた多様な活動が期待されます。

#### ○ 地域クラブ活動団体の整備

市は、地域クラブ活動団体の整備充実を支援していきます。その際、地域クラブ活動団体としては、既存の少年スポーツ団体、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、文化芸術団体等に加え、新たに創設されるクラブ等、多様なものを想定し整備していきます。

#### ○ 地域クラブ活動団体の認定

市は地域クラブ活動団体の認定要件を定めた上で、公募、審査を経て、認定していきます。認定を受けた地域クラブ団体は、ガバナンスコードに準拠した運営を行うことが求められます。

認定を受けた地域クラブ団体は、部活動地域展開地域クラブとしての活動が認められ、 小学校や中学校の児童・生徒に対して加入活動を行うことができます。

認定要件については、早期にその内容を検討・作成して、令和7年度中に公募を開始できるよう取り組みます。

#### 3 地域クラブ活動の指導者(以下、地域指導者)の確保

#### ○ 地域指導者の量(人数)確保

市は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境及び文化・芸術環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者を確保します。

また、地域クラブ活動団体は、スポーツ・文化芸術団体の地域指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教職員、教職員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者等、様々な関係者から指導者の量(人数)を確保します。

#### ○ 地域指導者の質の確保

スポーツ団体及び文化・芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成 や資質向上の取組を進めていきます。

また、地域指導者は、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意するとともに、ガバナンスコードを遵守し、生徒の事故防止と安全の確保を優先し、暴言・暴力や行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為は根絶するよう取組みます。

#### ○ 教職員等兼職兼業

市は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、その取組を進めます。

教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教職員の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教職員等の健康への配慮など、事前に学校長へ学校運営に支障がないことの確認も含め許可の決定を行います。

教職員の服務監督を行う教育委員会及び地域クラブ活動団体は、連携して勤務時間等について適切な労務管理に努めます。

#### 4 活動場所・施設・交通手段の確保

#### ○ 活動場所・施設の確保

市は、地域クラブ活動団体が、地域の中学校や公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、民間事業者等が有する施設のほか、小学校や高等学校、廃校施設等も活用できる環境を整備し確保する取組を進めます。

また、地域クラブ活動団体に対して、学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を設定したり、スマートロックの設置や使用施設の予約方法の ICT 化等を進めたりして利用しやすい環境づくりに努めます。

市は、学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による「地域クラブ活動委員会(仮称)」を開催して、地域クラブ活動の際の利用ルールづくりを行います。

#### ○ 交通手段の確保

活動場所への移動については、公共交通(路線バス・コミバス等)利用やスクールバスの活用について、関係機関等と協議しながら、移動方法の確保や、保護者負担等の在り方について検討を進めます。

#### 5 受益者(保護者)負担と公的支援

#### ○ 受益者(保護者)負担

地域クラブ活動団体の会費等については、基本的には受益者(保護者)負担となります。地域クラブ活動団体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定します。

#### 〇 公的支援

市は、地域クラブ活動団体や家庭の参加費用等の負担軽減を推進するために、例えば、 活動場所への移動や地域指導者への謝金、活動経費など、新たな家計負担に対し、公的な 支援等を検討していきます。

また、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等の支援についても 検討していきます。

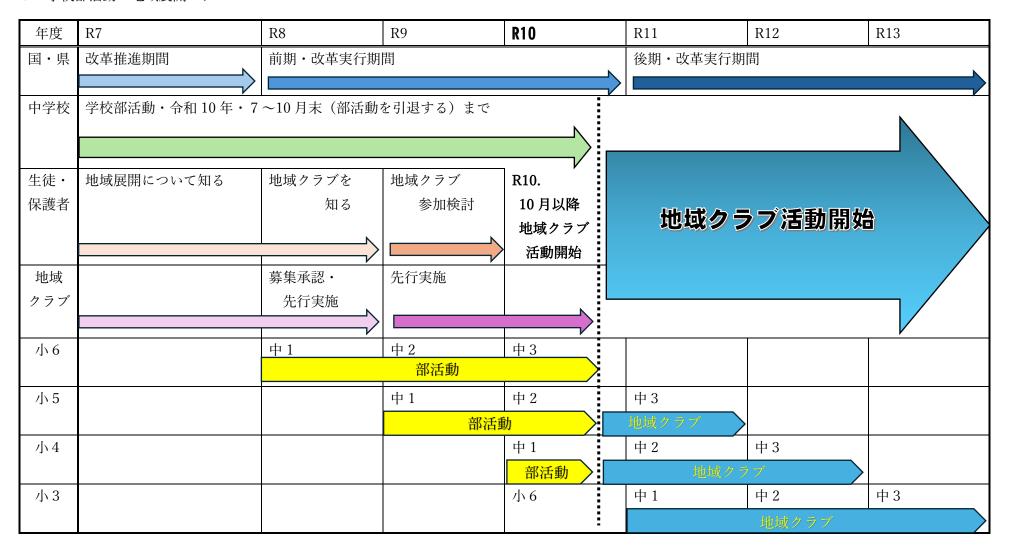
#### 6 保険の加入

#### ○ 保険加入の義務化

地域クラブ活動は、学校部活動の災害共済給付の対象外となるため、傷害保険や損害保 険等への個人での加入、実施主体・運営団体等によるスポーツ安全保険などの集団保険等 への加入の必要があることを周知していきます。

地域クラブ活動団体は、指導者や参加者等に対して指定する保険(傷害保険や個人賠償保険)への加入を義務付け、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにします。

#### V 学校部活動の地域展開スケジュール



### 令和7年度 宍粟市部活動地域展開推進委員会 委員名簿

【委	員】		
		名 前	所 属
	1	森田 啓之	兵庫教育大学大学院
	2	南 富美代	宍粟市スポーツ協会
	3	岸本 欣也	宍粟市スポーツ 推進委員会
	4	小倉 庸永	宍粟市吹奏楽団後援会
	5	志水 和司	宍粟市美術協会
	6	中川 真城	宍粟剣道連盟
	7	山本 哲史 (山崎南小)	宍粟市小学校長会長
	8	浅田 卓 (山崎西中)	宍粟市中学校長会長
	9	髙井 和也 (山崎東中)	宍粟市中学校体育連盟会長
	10	井上 尚久 (一宮南中)	宍粟市中学校教頭
	11	一野 美穂 (蔦沢小)	宍粟市小学校教頭
	12	村下 尚史 (山崎東中)	教職員代表
	13	伊野 佳奈 (山崎西小)	山崎西中学校区 PTA
	14	西川 幸美 (山崎南中)	山崎南中学校区 PTA
	15	中居 吏香 (神野小)	山崎東中学校区 PTA
	16	古畑 有理 (はりま一宮小)	一宮南中学校区 PTA
	17	進藤 智彦 (一宮北中)	一宮北中学校区 PTA
	18	高下 真紀 (波賀中)	波賀中学校区 PTA
	19	小野 嘉昭 (千種中)	千種中学校区 PTA

#### 【事務局】

	H) I				
	所属・役職	役 割 等			
1	教育部学校教育課	企画・制度設計等			
2	教育部社会教育文化財課	地域文化芸術団体調整・広報等			
3	教育部施設整備課	施設環境整備			
4	市民生活部まちづくり推進課	地域スポーツ団体調整・広報等			